評価と助言

平成 26 年 12 月 2 日

独立行政法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター アドバイザリー委員会

目次

Ι.	詔	呼価の物	概要	1
-	1.	評価	対象	1
6	2.	評価の	の目的1	1
e e	3.	評価	者1	1
2	4.	評価	方法	1
Π.	죔	呼価結	果2	2
-	1.	活動金	全般	2
6	2.	各評值	価の視点に基づく評価結果	3
	1)提	言等の質の高さ	3
	2)検	討過程の合理性	3
	3)情	報発信の妥当性	3
	4)提	言等の活用状況4	4
参	考 1	:独	立行政法人科学技術振興機構が中期目標を達成するための計画 {	5
参え	考 2	2:研	究開発戦略センターアドバイザリー委員会規則	6

I. 評価の概要

研究開発戦略センターアドバイザリー委員会(以下「アドバイザリー委員会」という。)は、独立行政法人科学技術振興機構の第3期中期計画(参考1)及び研究開発戦略センターアドバイザリー委員会規則(参考2)に基づき、研究開発戦略センター(以下「CRDS」という。)の活動と成果の評価を実施するとともに、将来に向けての助言を行った。

1. 評価対象

原則として、平成25年4月から平成26年11月までのCRDSの活動内容と成果を評価の対象とした。

2. 評価の目的

当該期間内の CRDS の活動と成果を評価し、今後の CRDS の運営に資する助言を行うことを目的とした。

3. 評価者

本評価は、アドバイザリー委員会が実施した。アドバイザリー委員会の構成員は以下の通りである。

委員長

木村 孟 (文部科学省 顧問)

委員

上山 隆大 (慶應義塾大学 総合政策学部 教授)

金出 武雄 (カーネギーメロン大学 ロボティクス研究所 教授)

國井 秀子 (芝浦工業大学大学院 工学マネジメント研究科 教授)

榊 裕之 (豊田工業大学 学長)

佐藤 禎一 (国際医療福祉大学 教授)

須田 年生 (慶應義塾大学 医学部 教授)

住川 雅晴 (産業競争力懇談会 実行委員会委員長、株式会社日立製作所 顧問)

玉尾 皓平 (理化学研究所 研究顧問、グローバル研究クラスタ長)

西尾 章治郎 (大阪大学大学院 情報科学研究科教授、サイバーメディアセンター長)

野中 ともよ (NPO 法人ガイア・イニシアティブ 代表)

南 砂 (読売新聞東京本社 取締役調査研究本部長)

4. 評価方法

下記の通り開催された第10回アドバイザリー委員会における CRDS からの説明等

をもとに評価を行った。

[第10回研究開発戦略センターアドバイザリー委員会]

日時:平成26年12月2日(火) 14:00~17:00

場所:独立行政法人科学技術振興機構 東京本部別館2階セミナー室

議題:研究開発戦略センターの活動内容と成果の評価

評価においては、提言等の質の高さ、検討過程の合理性、情報発信の妥当性、提言 等の活用状況を評価の視点とした。

評価結果の取りまとめにあたっては、本評価が今後の CRDS の運営方針に反映されるものであることから、将来に向けての助言を行うことに留意した。

Ⅱ. 評価結果

1. 活動全般

CRDS は、限られたリソースの中で科学技術全般を網羅的に俯瞰しており、各テーマを深掘りした提案は高いレベルのものと評価できる。今後も我が国の研究開発のリーディングシンクタンクとして科学技術政策の牽引役を担うことを期待する。

今後の活動のためのアドバイスは、以下の通りである。

- (1) 大学改革、人材育成については積極的な提言が必要な時期に来ている。特にドイツを中心とする大学と地域経済とのつながり、大学間の連携方法、人材評価の多様化、産学人材交流のあり方等の調査などをベースに提言をまとめることにチャレンジして欲しい。
- (2) 人文・社会科学は、シミュレーションを行うにしてもパラメータの複雑さ、その数の多さが並外れているが故にこれまで実証的実験が困難とされてきた。今や IT の時代であり Big Data の時代でもあることから、CRDS が人文・社会科学を組み入れたオープンイノベーションへの道をリードすることを期待する。
- (3) 「いいプログラムは、いい人材を育成する」というセンター長の言葉は印象的である。例えば、「幹細胞ホメオスタシス」で提案された幹細胞研究は、iPS 研究一辺倒となって実行されたことにより、我が国の iPS の応用研究は促進されたが、次世代の幹細胞研究者の育成という点では問題を残している。人材を育成することは、次世代の産業化にもつながることであることから、このような視点にも引き続き留意して活動を推し進めて欲しい。
- (4) 学術研究、戦略研究、要請研究のすべてに対してシンクタンク機能を果たそうとしているのか、あるいは戦略研究を含めた一部の研究にシンクタンク機能を果

たそうとしているのか、立場をより明確にすべきと考える。

- (5) 分野毎の成果も重要ではあるが、一番重要なのは全体としてイノベーションの 循環系ができているかどうかである。全体を俯瞰した総合的な戦略の下で CRDS の活動を推進して欲しい。
- (6) 新法人として日本医療研究開発機構 (AMED) が設置されることに伴い、CRDS におけるシンクタンク活動と新法人との関係をどのように構築していくかについては、今後もフォローアップが必要と考える。

2. 各評価の視点に基づく評価結果

1) 提言等の質の高さ

研究開発領域全体を俯瞰的に見て、具体的に遂行すべき研究について高度な提言を行っており、提言の質は高いものと評価できる。

今後の活動のためのアドバイスは、以下の通りである。

・ 広い分野を網羅的に俯瞰している活動とは裏腹の関係ではあるが、「バイアスをかける」ことを忌避する調査手法が逆に提言のインパクトを減らしている面もあることに留意するべきである。「顔の見える活動」ーアメリカの有名なレポートには著者の名を取って「〇〇レポート」と言われるものが多い。即ち、著者がそのレポートに Ownership を持ち、自分の意見で世の中を変えるのだという気概を反映させる視点も留意すべきと考える。

2) 検討過程の合理性

「俯瞰図」から具体的なテーマ抽出のために各種WSなどを開催し、多くのステークホルダーからの意見聴取、執筆陣の参画を得た検討過程は合理的で高く評価できる。分野別ユニットに落とし込めないテーマはユニットを越えた「横断グループ」で検討し、具体化する取り組みも合理的である。

今後の活動のためのアドバイスは、以下の通りである。

・ 俯瞰図から重要課題を選択していく過程で、我が国に優位性があると考えられる 研究をより強くして産業化にまでつなげるのか、あるいは国民の福祉などのため に、遅れた部分を引き上げるのか、その視点をより明確にすべきと考える。

3) 情報発信の妥当性

情報発信にはかなり努力され、適切に行われていると判断される。しかし、一般の研究者、社会人には十分情報は届いていないと思われる。科学技術の社会受容性を高めることは極めて重要であることから、今後とも特段の努力を期待する。

今後の活動のためのアドバイスは、以下の通りである。

- (1) 戦略プロポーザルなどが、もっと研究者の現場にも行き渡るようになることが望ましい。研究者サイドの問題でもあるかもしれないが、学協会との連携、タイアップなども今後強化することが効果的と考える。
- (2) 細部のことであるが、CRDS からの説明資料における図表などの色使い、デザインなどに稚拙なものが少なくない。彩度、明度、などもっと見やすいスマートなものにするよう、工夫を促したい。
- (3) 海外動向ユニットの調査結果の発信は、従来通りの報告書のほか、単行本、新書などの出版も有効と考える。

4) 提言等の活用状況

多くの提言等が、既に CREST、さきがけのほか、文部科学省・内閣府をはじめとする各府省のプロジェクトや施策の構築にも活かされており、活用状況は良好と評価できる。

今後の活動のためのアドバイスは、以下の通りである。

・ 俯瞰報告書や戦略提言等の受け手が誰であり、どれだけ読まれているか、という 観点からの評価がもっとあるべきである。CRDSの「成果」とは何か、レポートそ のものであるのか、レポートの読まれ具合なのか、レポートによって生まれた新 しいプロジェクトであるのか、そのような視点を常に持って活動することを期待 する。

以上

参考1:独立行政法人科学技術振興機構が中期目標を達成するための計画 (科学技術振興機構 第3期中期計画 平成24年4月1日)

(序文)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第三十条の規定により、独立行政法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)の平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間における中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。(中略)

【個別事項】

1. 科学技術イノベーション創出に向けた研究開発戦略立案機能の強化 (中略)

[達成すべき成果]

外部有識者・専門家による評価において、

- 研究開発戦略の立案に資する提案が科学技術イノベーションの創出に資する質の高い内容である。
- ・ 研究開発戦略の立案に資する提案の活用状況の調査に基づいた評価により、成 果が十分に活用されている。

との評価を得る。

(以下略)

参考2:研究開発戦略センターアドバイザリー委員会規則

(平成24年3月30日 平成24年規則第17号)

改正 (平成26年3月24日 平成26年規則第40号)

(目的及び設置)

第1条 研究開発戦略センター(以下「センター」という。)の活動並びに戦略プロポーザル等の成果(以下「提案」という。)の内容及び活用状況の業務の改善に資するため、組織規程(平成15年規程第2号)第7条の規定に基づき、センターにアドバイザリー委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、研究開発戦略センター長(以下「センター長」という。)の求めに応じ、センターの活動並びに提案の内容及び活用状況について評価し助言を行う。

(委員会の評価基準)

- 第3条 委員会は、前条の評価にあたっての基準は次の各号のとおりとする。
- (1) 戦略提案までの検討過程等の合理性
- (2) 成果の普及に向けた情報発信活動の妥当性
- (3) 提案の内容(研究開発の領域や課題及びその推進方法の妥当性等)
- (4) 独立行政法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)又は外部機関における 活用状況(活用の度合いや認められた効用等)

(構成)

- 第4条 委員会は、委員長及び委員20人以内で構成する。
- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員は、外部の有識者のうちから、センター長の要請に基づき理事長が委嘱する。 (任期)
- 第5条 委員の任期は、原則2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、期間を限定して委嘱等することができる。また、委員が 任務を終了したと認められるときは、委嘱を解くことができる。

(運営)

- 第6条 委員長は、委員会を主宰し、委員会を招集する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。 (秘密保持義務)
- 第7条 委員長及び委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝金等)

第8条 委員長、委員及び外部の有識者には別に定めるところにより謝金、旅費等を支給することができる。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、センター企画運営室が担当する。 (その他)

第10条 この規則に定める事項のほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。 附 則 (平成26年3月24日 平成26年規則第40号) この規則は、平成26年4月1日から施行する。